

鳥取県隣保館等施設整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県隣保館等施設整備費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「隣保館等」とは、社会福祉法に基づく隣保事業を実施する施設をいう。
2 この要綱において「施設整備」とは、別表1に掲げるものをいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は、予算に基づき、県内の隣保館等の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、当該隣保館等の利用者等の福祉の向上を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、隣保館等の施設整備を行う市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、次の各号に定める算定方法により算定する額に4分の3を乗じて得た額とする。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てる。

(1) 創設、増築、増改築、改築及び拡張の場合

次の①から③により算出された額を比較して最も低い額

① 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表2-1の第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額

② 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

③ 別表2-1の第1欄に定める種目ごとに第2欄により算出した基準額の合計額

(2) 大規模修繕等及びスプリンクラー設備等整備の場合

次の①から③により算出された額を比較して最も低い額

① 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表2-2の第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額

② 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

③ 別表2-2の第1欄に定める種目ごとに第2欄により算出した基準額の合計額

3 前項の対象経費のうち、工事費又は工事請負費及び委託費については、県内事業者が施行を行ったものに限る。ただし、やむを得ない事情で、県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りではない。

4 なお、工事費又は工事請負費及び委託費以外の対象経費については、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

5 以下に掲げる経費については、補助の対象としないものとする。

(1) 土地の買収又は整地に要する費用

(2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが、建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する経費

(3) その他施設整備費として適当と認められない費用

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、知事がその財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数、又はその対象事業に対する国若しくは別に定める公共的団体からの補助金の交付の申請を進達してから当該交付を決定した旨の通知を受けるまでの日数に、原則として20日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(着手届の添付書類)

第7条 規則第11条の届出書には、様式第4号による報告書を添付しなければならない。

(状況報告)

第8条 本補助金の交付を受ける者（以下「対象事業者」という。）は、対象事業が交付決定を受けた年度（以下「交付決定年度」という。）の11月30日の時点で完了し、又は中止され若しくは廃止されていないときは、当該年度の12月31日の時点における当該対象事業の実施状況について、様式第5号による報告書を交付決定年度の1月10日までに知事に提出しなければならない。

(承認を要しない変更)

第9条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 対象事業に要する経費の増額を伴う変更
- (2) 対象事業に要する経費の減額を伴う変更のうち、国への協議により変更申請が必要となるもの
- (3) 建物の規模又は構造の変更のうち、施設の機能を著しく変更するもの
- (4) 建物等の用途の変更
- (5) 利用定員の変更

- 2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において、同項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは「変更等について厚生労働大臣の承認を申請してから当該承認」と、「対象事業に対する国若しくは別に定める公共的団体からの補助金の交付の申請を進達してから当該交付を決定した」とあるのは「変更等の承認の申請を進達してから当該承認をした」と読み替えるものとする。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から14日を経過する日と、交付決定年度の翌年度の4月2日のいずれか早い日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、対象事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第6号及び様式第2号によるものとする。

(財産の処分の制限)

第11条 規則第25条第2項ただし書の期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和35年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第6条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。この場合において、第6条第1項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「処分について厚生労働大臣の承認を申請してから当該承認」と、「対象事業に対する国若しくは別に定める公共的団体からの補助金の交付の申請を進達してから当該交付を決定した」とあるのは「処分の承認の申請を進達してから当該承認をした」と読み替えるものとする。

(書類の保管)

第12条 規則第26条に規定する同条第1号及び第3号に掲げる事項を記載した書類は、様式第7号によるものとし、補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産がある場合は、規則第26条で定めた期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(提出書類の部数)

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正副2部とする。

(雑則)

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年11月7日から施行し、平成18年4月1日から適用する。ただし、平成17年度以前に交付された本補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年3月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月20日から施行し、平成26年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月21日から施行し、平成27年度事業から適用する。